

## 第7章 現行年金制度の仕組みと実態

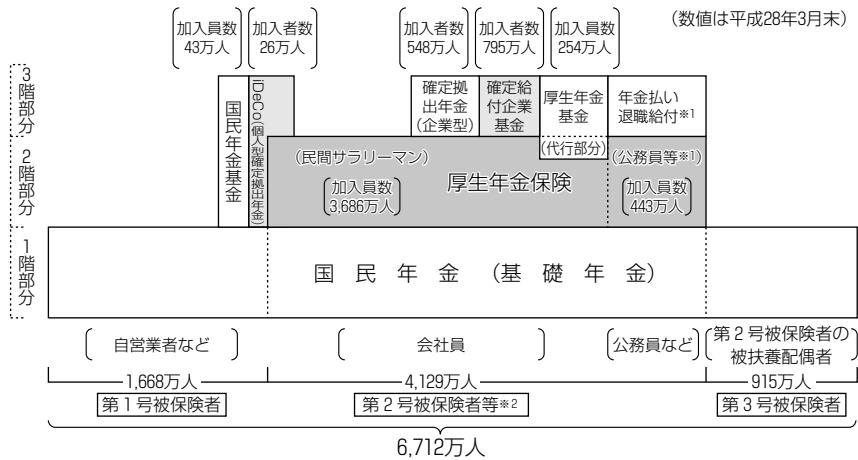
本章では現行年金制度の概要について説明する。わが国の公的年金制度は、20歳以上60歳未満の者が加入し、基礎的給付を行う国民年金と、それに上乗せして報酬比例の年金を支給する、被用者向けの厚生年金保険からなる<sup>1)</sup>。

また、自営業者等に対する基礎年金の上乗せ年金としては国民年金基金制度があり、厚生年金保険の上乗せ年金としては厚生年金基金制度、企業年金、個人年金がある（図表7-1参照）。

---

1) 厚生年金の加入は、要件を満たしている限り、15歳から69歳までであり、国民年金（20歳から59歳まで）とは異なる。また厚生年金は2015年10月までは、民間被用者は厚生年金保険に、公務員などは共済組合に加入していたが、被用者年金の一元化が行われ、公務員も厚生年金に加入することになった。新しい厚生年金制度では、従来からの厚生年金制度の加入者（民間被用者）は厚生年金第1号被保険者、国家公務員共済年金加入者は厚生年金第2号被保険者、地方公務員共済加入者は厚生年金第3号被保険者、私学共済加入者は厚生年金第4号被保険者というように変更になった。

図表7-1 公的年金制度の仕組み



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で高齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

出典：厚生労働省（2017）『平成29年度厚生労働白書』。

このうち厚生年金基金制度は、積立金運用に課題があることから、制度が縮小され、多くの基金が解散することになっている。

2016年3月末の公的年金の加入者は6,712万人であり、受給者数は、国民年金3,383万人、厚生年金4,081万人（旧共済年金含む）となっている。

## 第1節 国民年金・基礎年金の仕組み

国民年金は1959年に自営業者や零細企業の労働者を適用対象として発足したが、1985年の年金改革により、全国民を対象とする保険方式を中心とした年金制度となった<sup>2)</sup>。

### (1) 保険者・被保険者

20歳から60歳までの全国民が国民年金に加入することが義務づけられている。2016年3月末の被保険者総数は6,712万人、うち自営業者等の第1号被保険者<sup>3)</sup>が1,668万人、民間サラリーマン(厚生年金)および公務員等(共済組合)の第2号被保険者が4,129万人、第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者が915万人となっている(図表7-1参照)。国民年金加入者は国民年金基金に任意加入できる。

### (2) 保険料

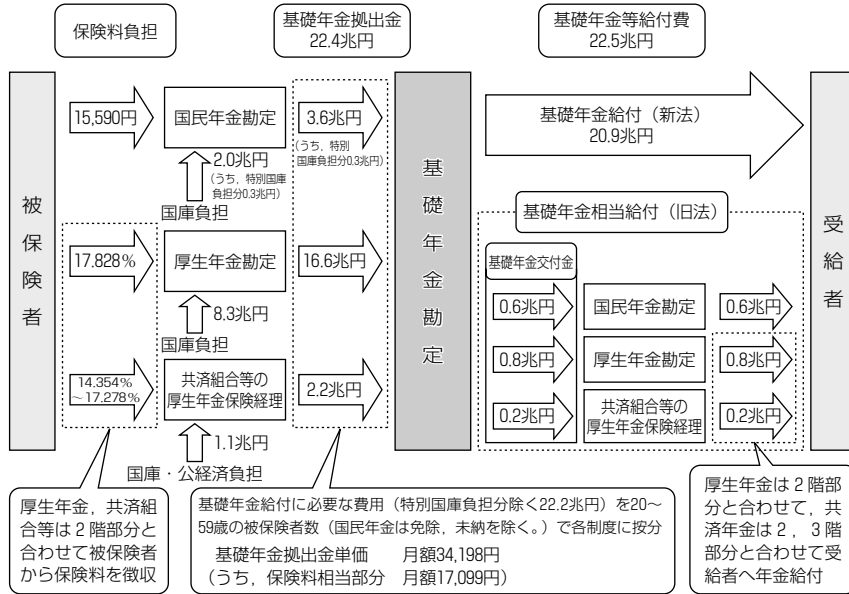
国民年金1号被保険者の保険料は2018年度、月額16,340円である。第2号被保険者、第3号被保険者の保険料は、厚生年金の保険料のうち一部が国民年金特別会計(基礎年金勘定)に移転しており、財政調整という形で負担している(図表7-2参照)。

なお、低所得の場合など保険料が免除される場合がある。免除には法定免除と申請免除がある。法定免除は、障害年金を受けている人や生活保護法の生活扶助などを受けている人などが届け出すことにより免除される。申請免除は、所得が低く、保険料納付が困難なとき申請し、厚生労働大臣がそれを承認したときに免除される。申請免除の場合、収入の判断は本人だけではなく、家族(世帯単位)の分も考慮される場合がある。また、前年度の所得が判断基準である。免除期間の保険料は、10年前までさかのぼって納付できる。免除期間は10年の老齢年金受給資格期間に含まれる。

このほか、4分の3免除、半額免除、4分の1免除など世帯年取に応じた段

- 
- 2) 税を財源とする年金としては福祉年金がある。福祉年金は、拠出制国民年金制度発足前に高齢であった人や障害・母子状態であった人などに全額、国庫負担によって支給される老齢福祉年金と障害福祉年金および母子・準母子福祉年金がある。福祉年金の受給者は1970年代後半までは多数存在したが、1985年の年金改革以降、減少した。
  - 3) 自営業者とその妻、無職、学生、国会・地方議会議員とその配偶者、厚生年金、共済年金の老齢年金、退職年金受給者の配偶者で20歳以上60歳未満の者、厚生年金または共済年金の障害年金を受け取っている者とその配偶者が第1号被保険者である。

図表 7-2 基礎年金の収支の構造（平成27年度）



注1：特別国庫負担とは、保険料免除者に対する給付や20歳前障害者に対する給付等に対し、特別に国庫から負担されるものである。

注2：平成27年9月までの共済組合等の保険料には3階部分も含まれていた。

注3：基礎年金拠出金、基礎年金給付（新法）、基礎年金相当給付（旧法）および基礎年金交付金の額は、平成27年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値（確定値）を用いて算出した額（確定値ベース）である。また、基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金（昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金収入およびその運用）による軽減後の額である。平成27年度の当該軽減額は0.2兆円である。ただし、基礎年金拠出金単価は、軽減前の基礎年金拠出金から計算した値である。

出典：厚生労働省年金数理部会（2017）『平成27年度公的年金財政状況報告』。

階的な免除がある<sup>4)</sup>。

また学生や50歳未満を対象に、納付を延期できる納付特例制度がある<sup>5)</sup>。

4) たとえば、半額免除は4人世帯の場合、年間の収入額は420万円程度である。

### (3) 保険給付

国民年金（基礎年金）の給付内容は、大きく老齢給付、障害給付、遺族給付から構成される。

#### ① 老齢給付

老齢基礎年金は満額支給で779,300円（2018年度）である。受給資格期間<sup>6)</sup>が10年以上あるものが65歳以上に達したときに支給される。

ただし、支給開始年齢は原則65歳からであるが、制度上は60歳からの繰り上げ受給と65歳以降支給を受ける繰り下げ受給がある。繰り上げを選択すると、年金額は最大30%程度（60歳からの受給）カットされ、その金額で生涯受給を受けることになる。逆に、繰り下げを選択すると、最大70歳まで繰り下げた場合、42%増額される。

老齢基礎年金（年額）の満額は年額779,300円であるが、受給額は、保険料の納付月数と免除期間に比例する。具体的には免除期間の算定方法は次のようになっている。

Xは免除期間の扱いである。国民年金は所得に応じて4段階の免除を申請できる。免除期間は一定期間支払ったものとして扱われる。その扱いは、次の通りである。全額免除を受けた期間=A、4分の3免除を受けた期間=B、2分の1免除を受けた期間=C、4分の1免除を受けた期間=Dとすると、 $X = A/2 + B \times 5/8 + C \times 6/8 + D \times 7/8$ となる。

- 5) 四年制大学、短期大学、専修学校などに在学中の学生は、本人のアルバイトなどの年間所得が118万円以下の場合、特例納付を選択できる。
- 6) 納付期間とカラ期間・免除期間の合計が基本であるが、カラ期間は3号被保険者が、国民年金が任意加入であった1986年以前に、加入しなかった期間である。この受給資格期間は重要である。また、年齢によっては加入可能期間の全期間で納付していれば、経過措置によって年金を全額受給できる。これは、国民年金は1961年の発足であり、1926年生まれの人には1986年に60歳になるため、加入可能な期間は25年しかないからである。受給資格期間と年金額の算定期間の違いは重要である。たとえば、全額免除期間はすべて受給資格期間にカウントされるが、算定期間には2分の1期間しかカウントされない。

## ② 障害給付

### ・障害基礎年金

障害基礎年金は、被保険者もしくは60歳以上65歳未満で障害認定日において障害等級表に定められる障害がある場合に支給される<sup>7)</sup>。最近では、精神障害による障害年金受給者が増加する傾向にある。

支給条件としては、滞納期間が被保険者期間の3分の1を超えないことが条件になる<sup>8)</sup>。

障害基礎年金の給付は2級が年額779,300円、1級が986,100円である。子供がいれば1、2人目が224,300円（1人につき）、3人目が74,800円加算される。ここでいう子供とは18歳の誕生日後、初めて迎える3月31日（年度末）まで、障害者は20歳未満をいう。

## ③ 遺族給付

### (a) 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、被保険者や老齢基礎年金の受給者、60歳から65歳未満の被保険者が死亡した場合、その人に扶養<sup>9)</sup>されていた子<sup>10)</sup>のある配偶者<sup>11)</sup>や子に支給される。遺族年金は加入期間にかかわらず定額であり、配偶者の受け取る遺族年金は子供の数によって加算<sup>12)</sup>される。

### (b) 寡婦年金

保険料納付済み期間と保険料免除期間が合わせて25年以上ある夫が死亡した場合、妻<sup>13)</sup>が60歳から64歳までの期間支給される<sup>14)</sup>。

7) 加入期間のうち保険料を納めた期間と保険料免除期間の合算が3分の2以上が条件になる。特例として、2026年3月31日までは初診月の前々月までの1年間に未納がなければ、資格はある。

8) 国民年金加入前の20歳前に初診日がある場合、20歳になって障害等級表に該当する障害があれば、障害基礎年金を受給できる。

9) 生計維持要件として、遺族の年収が恒常的に850万円未満（可処分所得655.5万円）であることが必要。

10) 子は、満18歳の年度末までと障害等級1級、2級の20歳未満の子を指す。

11) 事実婚も含める。

12) 子の加算は、1、2人目が224,300円（1人につき）、3人目が74,800円である。

13) 婚姻期間が10年以上継続していることが条件となる。

(c) 死亡一時金<sup>15)</sup>

国民年金第1号被保険者<sup>16)</sup>として保険料を3年以上納めた人が、年金の受給を受けずに亡くなり、遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給される。額は保険料を納めた期間に応じて12～32万円となっている。

## ④ 脱退一時金

外国人などが帰国する場合、一時金が支払われる。

## 第2節 厚生年金の仕組み (図表7-1参照)

### (1) 保険者・被保険者

厚生年金保険は、原則として常時5人以上の従業員を使用する事業所とすべての法人に適用される。ただし、一般の個人事業所でも従業員5人未満、農林水産業・サービス業の個人事業所は任意適用になる。適用対象の被用者は、常時使用されている70歳未満の被用者<sup>17)</sup>である。最近の動向としては、従来は30時間未満の短時間労働者は厚生年金の適用対象外であったが、1) 週労働時間20時間以上、2) 勤続期間が1年以上見込まれる、3) 企業規模501人以上、4) 月収8.8万円以上については、短時間労働者でも厚生年金加入になった。

国民年金・基礎年金と厚生年金の間には財政調整が行われており、20から60歳までの被用者は厚生年金に入ることによって、国民年金第2号被保険者に加入し、保険料を支払っているとみなされる。またその被扶養配偶者も国民

14) 65歳以降は自己名義の老齢基礎年金がある。

15) 死亡一時金を受けると寡婦年金を受給できなくなる。

16) 厚生年金加入者は対象になっていない。

17) パートタイマーは常時的使用関係の有無によって判断されるが、勤務時間、労働日数が一般社員の4分の3以上であることが条件になる。ただし、従業員規模501人以上の企業の従業員の場合、1年以上の雇用継続、勤務時間週20時間以上の場合、適用になる。また配偶者が厚生年金に加入している被扶養者であり、生計維持認定基準(60歳未満で130万円未満、60歳以上・障害者であれば180万円以下でかつ被保険者の年収の2分の1以下)を満たしていれば国民年金第3号被保険者(健康保険の被扶養者)になる。

年金第3号被保険者として、保険料を直接負担しなくてもよい。こうした費用負担は、年金特別会計の厚生年金勘定、国民年金勘定、基礎年金勘定の間で調整されている。

また、大企業等の労働者の場合、事業所単位で設立された厚生年金基金がある。厚生年金基金は保険料の一部を留保し（代行部分）、事業主の負担を含めて運用し、プラスアルファ部分の給付を行う。厚生年金基金は、労働者である加入者と事業主が共同運営する労使自治型の組織でもある。

厚生年金基金は、近年、運用環境の悪化により代行部分の積立金の確保も困難になる基金が増えたため、政府は厚生年金基金制度を縮小し、基金の代行返上、基金の解散を推進することになっている。

## （2）保険料

保険料の額は、ボーナスを含むすべての報酬金額に保険料率を乗じて計算される。2017年9月以降は、保険料率は187/1000で固定されることになっている。実際支払う保険料は標準報酬額という区分で設定されており、標準報酬の最小額は、8.8万円（保険料約1.6万円（2017年8月））、最大額は62万円（保険料11.2万円（2017年8月））と設定されている。

## （3）年金給付の仕組み

国民年金同様に、大きく分けて老齢給付、障害給付、遺族給付から構成される。

### ① 老齢厚生年金

老齢厚生年金の支給は65歳からで、当面、図表7-3のように60歳-64歳までの間は特別支給の老齢年金が支給されることになっている<sup>18)</sup>。

なお老齢厚生年金の給付算定方法は、2003年4月からの総報酬制実施前と後で計算式が異なる。

---

18) 厚生年金の支給開始年齢は、すでに1985年改正において、男性への本則給付は60歳から65歳に引き上げられている。ただし、60歳から特別支給として従来と同様の厚生年金を支給している。



## (a) 平均標準報酬月額・平均標準報酬

平均標準報酬月額とは、再評価後の標準報酬の平均である。再評価とは、過去の標準報酬を現在の価値に計算しなおす作業で、賃金の上昇率に対応した再評価率で計算する。1994年改革によって、この再評価率は名目賃金の上昇率ではなく、税や社会保険料を差し引いた手取り賃金の上昇率で行われることになっている。

また、2003年4月からはボーナスも含めた総報酬制となり、賞与も計算に含めた平均標準報酬額で年金は計算される。

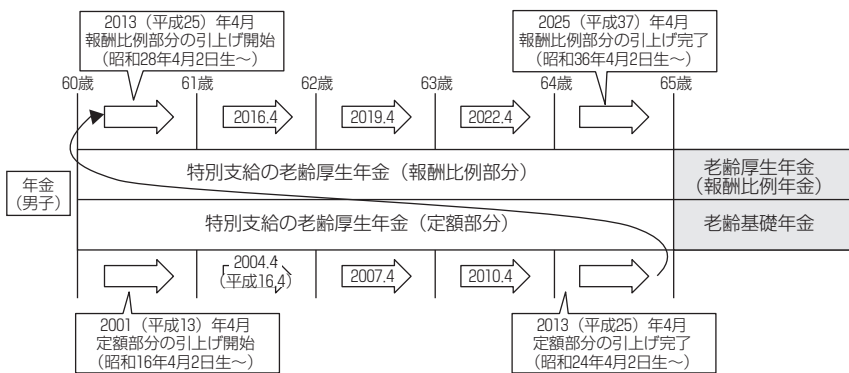
## (b) 給付乗率

給付乗率は、加入期間を給付額に反映させる係数である。乗率は退職する年が遅くなる人、すなわち、若い世代ほど低くなるように設定されている。1946年生まれ以降は、7.125（総報酬の場合は5.481）で固定される。

## ② 特別支給の老齢厚生年金

65歳以前に支給される特別支給の老齢厚生年金は、定額部分と比例部分から構成されている（図表7-3参照）。1994年の改革によって、特別支給の老齢年金の支給期間は次第に短縮されて、報酬比例部分だけの給付となった。さらに1999年年金改革によって、将来的には、報酬比例部分の受給期間も短縮さ

図表7-3 年金支給開始年齢の引き上げスケジュール



出典：厚生労働省（2004）『平成16年度版厚生労働白書』。

れ、最終的には65歳からの厚生年金支給になる。

60歳代前半の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢を、男子は2013年度から2025年度にかけて、女子は2018年度から2030年度にかけて、3年ごとに1歳ずつ65歳へ引き上げる。なお、旧共済年金加入者である厚生年金第2号、第3号、第4号被保険者の女子は、2025年度から男子同様に65歳支給になる。

このように90年代の年金改革によって、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられ、続いて、報酬比例部分の支給開始年齢が引き上げられるため、男性では1961年4月、女性では1966年4月以降の世代は、65歳までまったく年金は受給できなくなった。

### ③ 在職老齢年金

厚生年金は、特別支給の老齢厚生年金として60歳代前半から受給できる。就業しながら受給できるが、賃金に応じて減額給付となる。支給開始年齢が65歳に引き上げられることから、65歳までの在職老齢年金の該当者は減少することになる。今後は、65歳以降も就労しつつ老齢年金を受給する「65歳からの在職老齢年金」の該当者が増加することになるが、賃金が高くなると厚生年金（報酬比例部分）が削減されるため、高齢者の就業意欲を減退させる効果があるという指摘もある。

### ④ 障害厚生年金

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある病気や怪我によって、障害等級で定める障害になったとき、障害厚生年金は障害基礎年金に上乗せして支給される<sup>19)</sup>。年金額は標準報酬月額と被保険者期間に比例する<sup>20)</sup>。

#### 一級

平均標準報酬月額 × (9.5 - 7.125) / 1000 × 被保険者月額 × 1.25 × 物価スライド + 配偶者の加給年金<sup>21)</sup> 227,900

19) 厚生年金の独自給付として3級、障害一時金がある。

20) 被保険者期間の月数が300カ月以下ならば300カ月として計算される。

21) 加給年金は、生計が維持されている配偶者（年収850万円以下）が65歳になるまでの期間支給される。

120

## 二級

平均標準報酬月額  $\times (9.5 - 7.125) / 1000 \times$  被保険者月額  $\times$  物価スライド  
 + 配偶者の加給年金 227,900

## 三級 (最低保障 584,500円)

平均標準報酬月額  $\times (9.5 - 7.125) / 1000 \times$  被保険者月額  $\times$  物価スライド  
**障害手当金** (一時金) (最低保障 1,168,000円)

平均標準報酬月額  $\times (9.5 - 7.125) / 1000 \times$  被保険者月額  $\times 2$

注：総報酬導入により2003年4月以降については、平均標準報酬月額は賞与を計算にいれるため、平均標準報酬月額は平均標準報酬額に、乗率は(7.308-5.481)となる。

## ⑤ 遺族厚生年金

厚生年金の被保険者や老齢厚生年金の受給者が死亡したとき<sup>22)</sup>、亡くなった人に生計を維持<sup>23)</sup>されていた遺族<sup>24)</sup>に支給される<sup>25)</sup>。

$$\text{遺族厚生年金} = \text{平均標準報酬月額} \times \text{給付乗率} (9.5 - 7.125) / 1000 \\ \times \text{被保険者月数} \times 3 / 4 \times \text{物価スライド}$$

夫婦共働きの場合、遺族厚生年金と自分の老齢厚生年金の併給はできない。厚生年金被保険者であった妻は60歳から65歳になるまでの間、夫の遺族厚生年金か自分の特別支給の厚生年金を選択することになる。65歳からは選択肢は、①夫の遺族厚生年金、②妻の老齢厚生年金、③夫の老齢厚生年金と自分の老齢厚生年金の合計の2分の1の3つの選択肢から1つ選択することになる。

22) 亡くなった人が亡くなる前々月までの国民年金加入の期間のうち、保険料を納めた期間と免除期間を合わせた期間が2/3以上あることが条件になる。

23) 配偶者や子供が遺族給付の対象になるためには、生計の維持がなされていたことが必要である。この生計維持については、遺族の年収が恒常的に850万円未満(可処分所得655.5万円)であることが必要。

24) 遺族の順位は、妻、子供、父母、孫、祖父母、兄弟である。遺族年金をもらっている人が再婚、養子になると受給資格は失う。

25) 子供をもつ妻と子供は、遺族基礎年金と遺族厚生年金の両方を受給できる。

### 第3節 高齢者世帯の収入と支出

#### (1) 高齢者の収入と支出

##### ① 収入額

高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）の平均所得（2014年）は297.3万円で、全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いたその他の世帯（644.7万円）の5割弱となっている。

ただし、高齢者世帯ほど世帯人数が少ない傾向があることを考慮し、世帯人数を調整<sup>26)</sup>して比較すると、高齢者世帯は211.6万円となっており、その他の世帯（307.7万円）と比べて、96.1万円低い<sup>27)</sup>。

##### ② 支出額

加齢とともに支出のパターンも変化する。総務省の「家計調査」によると、2015年の高齢者世帯（世帯主が65歳以上である2人以上の世帯）について、消費支出の10大費目別構成比を2人以上の世帯全体の平均と比較すると、「保健医療」が1.34倍と最も高く、次いで「光熱・水道」が1.11倍、「その他の消費支出」が1.09倍となっている。

#### (2) 高齢者世帯の貯蓄と資産

高齢者にとって生活保障の手段は、就業による賃金や年金といったフローだけでなく、資産とその取り崩しも重要である。高齢者は、金融資産、実物資産ともに若年者よりも保有しているが、これはあくまで平均値であって、資産保有の格差も大きい。

貯蓄や債務を詳しく見ると、2人以上の世帯については、世帯主の年齢が高くなるにつれて、1世帯当たりの純貯蓄はおおむね増加し、世帯主が60-69歳の世帯および70歳以上の世帯では、他の年齢階級に比べて大きな純貯蓄を

26) 世帯人員数の平方根で割った平均等価可処分所得。

27) 内閣府（2017）『2017年高齢者白書』参照。

122

有している<sup>28)</sup>。

貯蓄現在高について、世帯主の年齢が60歳以上の世帯と全世帯の中央値（いずれも2人以上の世帯）とを比較すると、前者は1,592万円、後者は1,054万円となり、高齢者のほうが貯蓄の多いことが確認されている。

金融資産の年齢別保有状況を見ると、全国消費実態調査などでは、家計の保有する全金融資産の7割を65歳以上の高齢者が保有している。

### （3）公的年金給付の実態

基礎年金および厚生年金の老齢給付の実態を展望する。公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合を見ると、68.0%の世帯において公的年金・恩給の総所得に占める割合が80%以上となっている<sup>29)</sup>。

#### ① 基礎年金の給付実態

老齢基礎年金は制度上、480カ月保険料を納めた場合、満額で月額約64,941円（2018年度）を受け取ることができる。しかし、実際の受給額を見ると、保険料の納付期間が少ないため満額をかなり下回る。厚生労働省『平成27年厚生年金保険・国民年金事業の概況』によると、国民年金受給権者全体の老齢年金の平均年金月額は、2015年度で5万5千円、新規裁定者で5万2千円である。基礎年金のみ（旧国民年金の受給権者含む）の老齢年金の平均年金月額は5万1千円で、男性の平均は5万5千円、女性は4万2千円である。

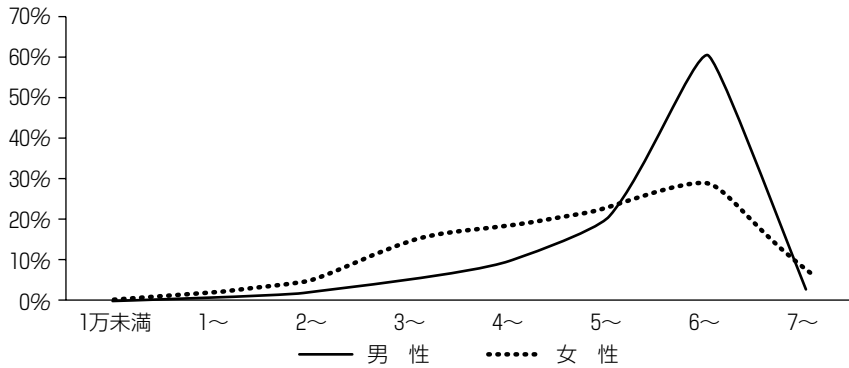
実際の基礎年金額が満額給付を下回る原因として、①保険料を納付しなかった期間がある、②保険料の免除期間がある、③繰上げ受給を選択した、が考えられる。

特に女性の場合、サラリーマンの妻で専業主婦であった場合、1986年に基礎年金制度が導入されるまでは、国民年金への加入は任意であったため、保険料納付期間が男性より短くなりがちである<sup>30)</sup>。

28) 内閣府（2017）『2017年高齢者白書』参照。

29) 内閣府（2017）『2017年高齢者白書』参照。

図表7-4 老齢基礎年金の分布（既裁定者）



資料：厚生労働省（2015）『厚生年金保険・国民年金事業年報』より作成。

男女間で、受給している年金額の分布は大きく異なる。男性の場合、6万円台にピークが存在し、66%の人が月額6万円以上の年金を受け取っている（図表7-4参照）。一方、女性の場合、男性のように特定の年金額への集中度は小さく、2-6万円台の間にばらついている。

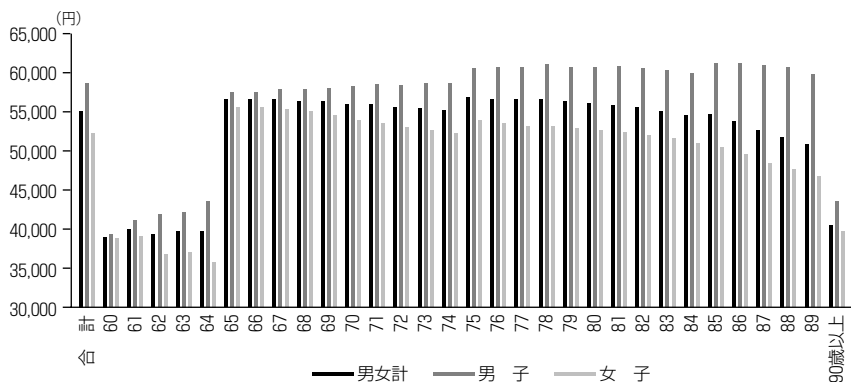
図表7-5は、2015年度における年齢別・男女別の老齢基礎年金の平均額である。

高齢の受給者では男女差が大きいものの、最近の受給者では男女差は縮小していることがわかる。65歳未満で平均年金額が低いのは③の繰上げ受給を選択したことによる。基礎年金の繰上げ受給は、60-64歳の間で可能であるが、60歳から受給した場合には、本来の年金額の70%（1941年4月2日以降生まれ）に減額される。また繰上げ受給を選択しているものは、繰上げ受給を選択していない人よりも短命の傾向がある。

2015年度で、受給者全体で繰上げ受給している人は35.6%おり、繰下げ受給を選択している人は1.4%に過ぎない。ただし、2015年度から受給を開始し

30) サラリーマンの妻は1986年3月までは任意加入であったが、これ以降は3号被保険者となっている。任意加入の間、加入しなかった妻はこの期間については、受給資格期間として扱われるが、年金計算には反映されない。こうしたカラ期間の影響である。

図表 7-5 基礎年金年齢別・男女別平均受給額（円）



資料：厚生労働省（2015）『厚生年金保険・国民年金事業年報』より作成。

た比較的若い世代では、繰上げ受給は10.9%にとどまり、繰下げ受給を選択している人は2%となる。

## ② 厚生年金の給付実態

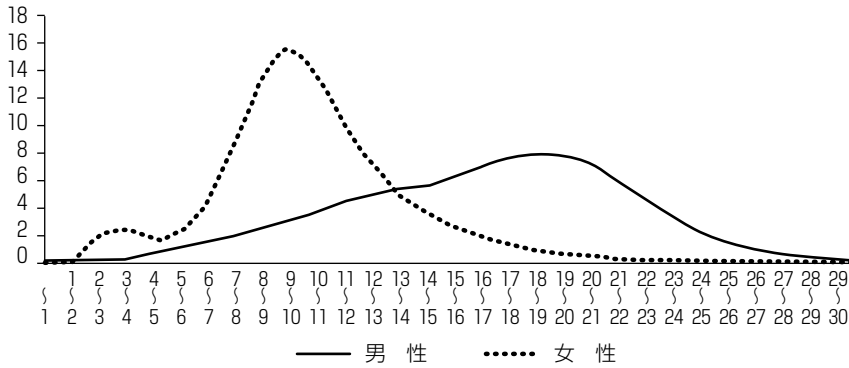
厚生年金加入者の年金額は、基礎年金と報酬比例年金部分の合計額である。そのうち報酬比例年金部分は、基本的に被保険者期間と現役時代の賃金（標準報酬額）によって決定される。したがって、国民年金加入者（第1号被保険者）のように定額の保険料を払っていれば、定額の年金を受け取ることができるという性質のものではなく、年金額は退職するまで確定しない。

厚生年金保険（第1号）受給者全体の平均年金月額は、2015年度末現在で、老齢年金は14.5万円で、男性16.6万円、女性10万円となっている。男女間での年金額の違いは、基礎年金をはるかに上回るものである。これは、男女での働き方の違い<sup>31)</sup>と給与水準の違いに起因していると考えられる。平均被保険者期間、平均標準報酬額のいずれを見ても、女性は男性を大きく下回る水準である。

また、年金額の分布を見ると、男性は、12万円から24万円程度を中心にし

31) 厚生年金加入期間の違いがあり、男性の方が女性より長い。

図表7-6 老齢厚生年金の分布（既裁定者）月額万円

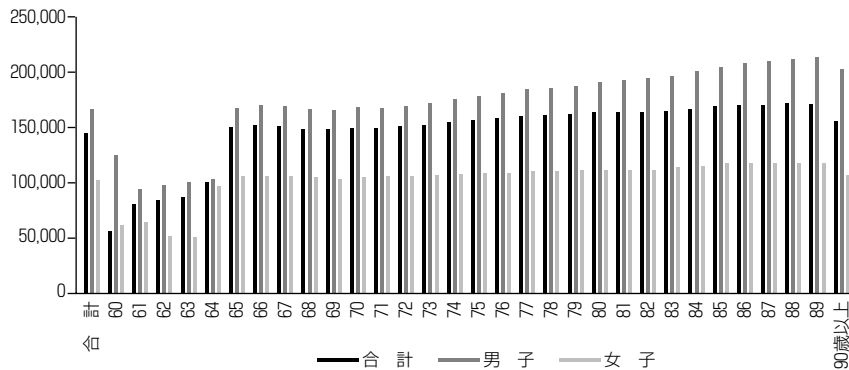


資料：厚生労働省（2015）『厚生年金保険・国民年金事業年報』より作成。

つつ幅広く分布しており、特定の年金水準への集中はみられない（図表7-6参照）。また、0.1%とごくわずかではあるが、月額30万円以上の年金額を受けている人も存在する。これに対し、女性の場合は、月額11万円未満の割合が大多数である。厚生年金受給者における男女間の年金額の格差は、このように分布をみても明らかである。

図表7-7は、2015年度における年齢別・男女別の老齢厚生年金（基礎年金

図表7-7 老齢厚生年金年齢別・男女別平均



資料：厚生労働省（2015）『厚生年金保険・国民年金事業年報』より作成。



部分を含む)の平均額である。

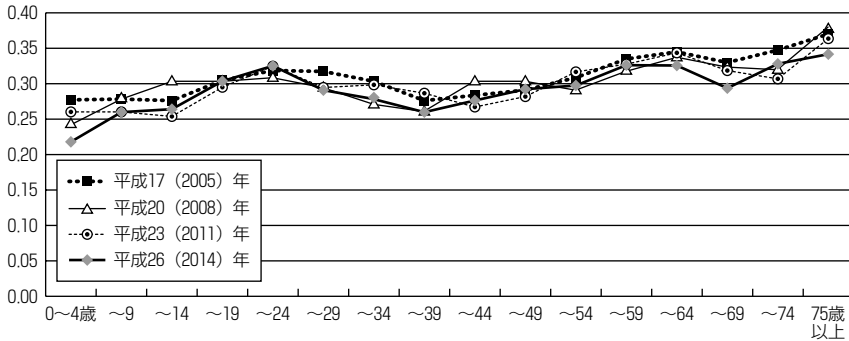
男性に着目すると、若い世代ほど年金加入期間が伸びているにも関わらず、年金額は増えていない。これは、給付乗率の引き下げ効果により、加入期間の伸びの効果が相殺されているためであろう。また65歳未満での年金が低いのは、支給開始年齢が引き上げられ、厚生年金の報酬比例年金部分のみの支給になっているためである。

#### (4) 高齢者と格差・貧困の動向

##### ① 高齢者の所得再分配後の所得格差

高齢者になると健康の個人差も広がり、就労収入の機会が限られ、さらに資産格差から発生する資産収入にも差がでるため、高齢者ほど所得格差が広がる。また厚生年金(報酬比例年金部分)も現役時代の賃金格差が反映される。年齢別の所得格差は、図表7-8のように、ジニ係数の値が、60~64歳で0.33、65

図表7-8 世帯員の年齢階級別の等価再分配所得のジニ係数の動向



資料：厚生労働省「所得再分配調査」(平成26年)。

注：「等価所得」とは、世帯の所得を世帯人員の平方根で除したものである。

「再分配所得」とは、当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付(現金、現物)を加えたものである。

年齢階級別ジニ係数(等価再分配所得)CSV形式(1KB)のファイルは

[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/s1\\_3\\_1.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/s1_3_1.html)

より入手可能。

出典：内閣府(2017)『平成29年版高齢社会白書』。

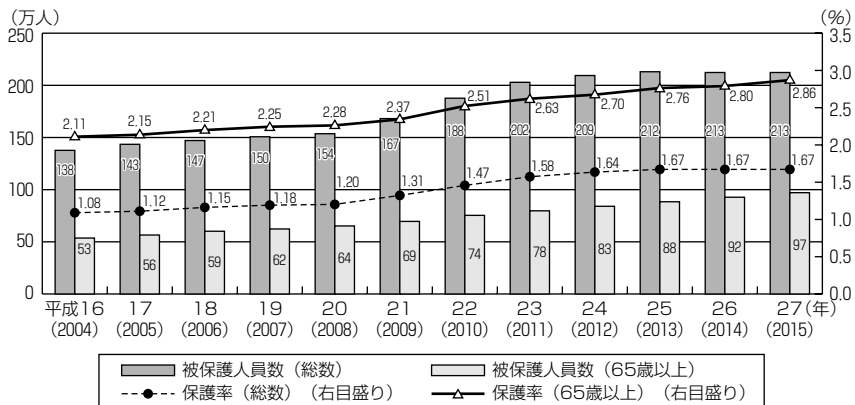
～69歳で0.30、70～74歳で0.33、75歳以上では0.34と高齢者ほど大きいことが確認できる。

## ② 高齢者の貧困の動向

高齢者ほど貧困率が高い傾向があり、高齢者の増加は生活保護受給者を増やすことになる。生活保護受給者の推移を見ると、2015年における65歳以上の生活保護受給者は97万人で、65歳以上人口に占める生活保護受給者の割合は2.86%であり、全人口に占める生活保護受給者の割合（1.67%）より高い（図表7-9）。

高齢者の収入に占める年金のウェイトが大きいこと、年金額の格差が大きいこと、女性の年金額が低いこと、今後はマクロ経済スライドで大幅に年金水準が引き下げられることを考慮すると、今後、高齢者の貧困率が上昇し、生活保護受給者が増加する可能性が高い。

図表7-9 高齢者の生活保護の受給状況



資料：総務省「人口推計」「国勢調査」、厚生労働省「被保護者調査 年次調査」より内閣府作成。

被保護人員の変移 CSV形式 (1KB) のファイルダウンロードはこちら。

[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/s1\\_2\\_2.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/s1_2_2.html)